

沼津市立沼津高等学校・中等部部活動後援会補助金交付要綱

平成10年7月16日市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、沼津市立沼津高等学校及び沼津市立沼津高等学校中等部の部活動を後援する沼津市立沼津高等学校・中等部部活動後援会に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 補助金は、沼津市立沼津高等学校及び沼津市立沼津高等学校中等部の生徒の全国大会等の遠征に要する経費の一部を助成する。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。

付 則（平成18年2月8日）

この要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。

付 則（平成19年3月12日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。